**大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業補助金交付要領**

**（目　的）**

第１条　この要領は、新婚世帯及び子育て世帯の良好な賃貸住宅への入居を支援するため、予算の定めるところにより、新婚世帯及び子育て世帯の家賃減額の補助を行い、安心して子育てできる居住環境の形成を促進することを目的とする。

**（用語の定義）**

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定優良賃貸住宅　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第３条の規定により認定を受けた供給計画に基づき管理される賃貸住宅

（法施行以前に地域特別賃貸住宅制度要綱（昭和61年4月5日建設省住建発第97号）に基づき承認された住宅を含む。）

二　供給計画　法第２条第１項に規定する供給計画

三　認定事業者　法第５条に規定する供給計画の認定を受けた者

四　管理期間　供給計画に記載された特定優良賃貸住宅の管理期間

五　入居者負担額　家賃から新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業の補助金の額を減じた額

**（補助対象）**

第３条　新婚･子育て世帯向け家賃減額補助事業の補助対象は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第252条の19第1項の指定都市の区域以外にある大阪府が認定した特定優良賃貸住宅のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。ただし、新規に入居する住宅に限る。

一　新婚世帯が入居する住宅

　婚姻１年以内（申込み日に婚約中の場合は、賃貸借契約締結後３ヶ月以内に入籍が確認できる資料を提出できること）かつ、夫及び妻の両方が、入居時点で50歳未満である世帯が入居する住宅。ただし、入居後、単身世帯となった住宅を除く。

　二　子育て世帯が入居する住宅

　　　　同居者に小学生以下の子どもがいる世帯が入居する住宅。ただし、入居後、同居者に小学生以下の子どもがいなくなった住宅を除く。

**（大阪府暴力団排除条例第13条の規定に基づく措置）**

第３条の２　認定事業者が大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）（以下「暴排条例」という。）第２条第２号及び第４号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合又は暴力団の利益になると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合（以下「暴力団員等である場合」という。）は、前条の補助対象としない。

２　前条各号に掲げる家賃の減額に係る補助対象住戸の入居者又は入居しようとする者が暴力団員等である場合は、当該住戸については、前条の補助対象としない。

３　認定事業者は、第６条に規定する家賃減額対象者から家賃減額の依頼を受けるときは、当該住戸の入居者又は入居しようとする者が、暴力団員等でない旨を誓約した書面により確認しなければならない。

**（特殊詐欺の根絶に向けた措置）**

第３条の３　認定事業者は、府の区域内に所在する第３条各号に規定する住宅が、大阪府安全なまちづ

くり条例（平成１４年大阪府条例第１号）第１９条に規定する特殊詐欺（以下「特殊詐欺」という。

）の用に供されることとなることを知って、当該住宅の住戸の貸付けに係る契約をしてはならない。

２　第３条各号に規定する家賃の減額に係る補助は、当該住戸を特殊詐欺の用に供したとき若しくは

供されることが判明したときは、当該住戸については第３条の補助対象としない。

３　認定事業者は、第６条に規定する家賃減額対象者から家賃減額の依頼を受けるときは、入居者等か

ら当該住戸を特殊詐欺の用に供するものではない旨を誓約した書面により確認しなければならない。

**（家賃の減額に係る補助金の額）**

第４条　新婚･子育て世帯向け家賃減額補助事業の補助金の額は、次の表に定める補助金の額に当該特定優良賃貸住宅の入居月数(入居日が月の初日以外、又は退去日が月の最終日以外の場合は当該月を除く。)を乗じて得た額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 入居者の月額所得 | 補助金の額 |
| ① | 268,000円以下 | 20,000円 |
| ② | 268,000円を超え322,000円以下 | 10,000円 |
| ③ | 322,000円を超え | 0円 |

**（補助金の交付期間）**

第５条　補助金の交付の期間は６年とする。ただし、特定優良賃貸住宅の管理期間内とする。

**（家賃減額に係る入居者負担額の認定）**

第６条　家賃減額の適用を受けようとする者（以下「家賃減額対象者」という。）は、速やかに家賃減額依頼書兼誓約書（以下「減額依頼書等」という。）を作成し、収入証明、住民票を添え認定事業者に提出しなければならない。

２　継続して家賃減額の適用を受けようとする者は毎年、家賃減額依頼書等を作成し、住民票及び前年の収入証明を添え、７月１０日までに認定事業者に提出しなければならない。

３　認定事業者は、第１項及び第２項の規定に基づく家賃減額依頼書等の提出を受けたときは、速やかに団地単位で家賃減額に係る入居者負担額認定申請書を調製し、提出を受けた減額依頼書等の写しその他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

４　知事は、前項の規定に基づく入居者負担額認定申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、入居者負担額について、認定事業者に通知するものとする。

　なお、第１項に係る入居者負担額の認定は、知事が別に定める場合を除き、入居開始月から直近の９月までとし、第２項に係る入居者負担額は、１０月から翌年の９月までとする。

５　認定事業者は、第４項の規定に基づいて知事より通知を受けたときは、ただちに家賃減額対象者に対し入居者負担額を通知しなければならない。

**（家賃減額補助金交付申請）**

第７条　認定事業者は家賃減額補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　継続して家賃減額補助を受けようとする認定事業者は、毎年４月１０日までに家賃減額補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

**（家賃減額補助金の変更交付申請）**

第８条　認定事業者は、家賃減額補助金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する事由により、家賃減額補助金交付決定額に変更が生じた場合は、知事の指定する日までに家賃減額補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

一　入居者の入退去があった場合。

二　入居者の収入区分（第四条に掲げる表の区分）に変更が生じた場合。

三　家賃減額対象者が不正な行為によって家賃減額補助金の交付を受けたことが判明したとき。

四　その他知事が必要と認める場合。

**（補助金の交付決定及び変更決定）**

第９条　知事は、第７条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助金の交付とすべきものと認めたときは補助金の交付を決定し、通知するものとする。

２　知事は、第８条の規定により、補助金の変更交付申請があった場合、前項の規定を準用する。

**（家賃減額補助適用者の地位の承継）**

第10条　家賃減額補助の適用を受けているものが死亡、又は退去した場合において、現に同居する親族で引き続き家賃減額補助の適用を受けようとする者（以下「依頼者」という。）は、家賃減額補助適用承継依頼書を作成し、認定事業者に提出しなければならない。

２　認定事業者は、前項の家賃減額補助適用承継依頼書を受理したときは、速やかに家賃減額補助適用承継承認申請書を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、認定事業者に対し通知をするものとする。

４　認定事業者は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、依頼者に通知しなければならない。

**（実績報告）**

第11条　認定事業者は、当該年度における家賃減額補助金の執行状況について、家賃減額補助金実績報告書により、明細書を添付して毎年３月末までに知事に報告しなければならない。

**（補助金の額の確定）**

第12条　知事は、前条の実績報告書を受理したときは、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、認定事業者に通知するものとする。

**（補助金の請求及び交付）**

第13条　認定事業者は、第９条第１項に基づく家賃減額補助金の交付決定を当該年度当初に受けた場合は、四半期相当分として、交付決定額に１／４を乗じて得た額を、当該四半期期間中における知事の指定する日までに請求できるものとする。なお、第１四半期、第２四半期、第３四半期相当分の支払日については、正当な請求書を受理後30日以内とする。

　ただし、第４四半期相当分については、前条に定める額の確定後、既受領額との差額を、知事の指定する日までに請求するものとし、支払日については5月31日（ただし、当該日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その前営業日とする。）までの知事が定めた日とする。

２　認定事業者は、第９条第１項に基づく家賃減額補助金の交付決定を年度途中で受けた場合で、管理開始日が7月1日の場合は１／３、10月1日の場合は１／２をそれぞれ乗じて得た額を、当該四半期期間中における知事の指定する日までに請求できるものとする。

　また、４月、７月、10月以外に管理開始日がある場合は、当該四半期相当分について、次の四半期分の請求にあわせて請求するものとする。

３　知事は、第１項但し書き以外及び第２項に基づく請求があった場合は、概算でこれを支出できるものとする。

４　第２項及び第３項における四半期の単位は、４月から６月を第１四半期、７月から９月を第２四半期、10月から12月を第３四半期、１月から３月を第４四半期とする。

**（交付決定の取消し）**

第14条　知事は認定事業者が大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及びこの要領の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第９条の規定は、第１項又は第２項の規定による取消しをした場合について準用する。

**（補助金の返還）**

第15条　知事は、要綱、交付規則及びこの要領の規定に違反していることが判明し、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期間を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　認定事業者は、前項の規定により返還命令を受けた場合、速やかに補助金を返還しなければならない。

**（検査、報告及び是正命令）**

第16条　知事は、家賃減額補助金の使途について必要があるときは、検査を行い又は報告を求めることができる。

２　知事は、前項の検査、報告により補助金が適正に執行されていないと認めるときは期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

**（書類整備）**

第17条　認定事業者は、家賃減額補助に係る帳簿などの書類を作成、整備し、補助事業の完了後５年間保存しなければならない。

**（特定優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助金との併用禁止）**

第18条　認定事業者は、大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領第５条に基づく家賃減額に係る補助金と併せて、本要領に基づく補助を受けることはできない。

**（他の補助事業との併用）**

第19条　認定事業者は、他の補助事業と併せて補助を受けようとするときは、事前に知事と協議を行わなければならない。

**（書類の様式）**

第20条　補助事業などに関する書類の様式は、知事が別に定めるものとする。

**（個人情報等の報告及び提供）**

第21条　認定事業者は、次の各号に掲げる個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。）を知事に報告しなければならない。

一　家賃減額対象者が、第３条の２の規定による暴力団員等に該当しない旨の誓約に係る情報

二　家賃減額補助対象住戸を、第３条の３の規定による特殊詐欺に使用しない若しくは使用させない旨の誓約に係る情報

三　認定事業者が知り得た第３条の２又は第３条の３に係る捜査機関による捜査の対象になった旨の情報

２　知事は、前項第１号の規定により収集した個人情報を必要があると認めるときは、大阪府警察本部長に提供し、意見を聴くものとする。

**（その他）**

第22条　この要領に規定するもののほか、事業に係る予算の執行並びに補助金の交付の適正化に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

　附　則

（施行期日）

 この要領は、平成19年4月１日から施行する。

　附　則

（施行期日）

 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

　この要領の施行の日以前に、家賃減額に係る入居者負担額の認定申請をしたものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

 この要領は、令和5年7月11日から施行する。